

熊本労働局発表
(局長 奈良篤)
平成22年11月18日
熊本労働局労働基準部労働衛生課
安全衛生課長 後藤 孝文
労働衛生専門官 系数 昌敏
電話 096-355-3186
内線 555

熊本労働局管内では、事業場による医師からの意見聴取、作業転換等の就業上の措置の実施状況はやや低調、今後、各事業場においては更なる健康づくり計画の策定、個々の労働者の健康レベルに応じた一層の支援が必要

～九州・沖縄8労働局定期健康診断有所見率改善アンケート結果より～

九州・沖縄8県の労働局では、定期健康診断における全国平均の有所見率が、平成20年に51%、平成21年には52%へと2年続けて5割を超えたことから、9月を定期健康診断有所見率改善強化月間と位置づけ、定期健康診断における脳・心臓疾患の主な検査項目である血中脂質検査、血圧の測定、血糖検査、尿中の糖の検査及び心電図検査の有所見率の改善を図ることを目的として、セミナーや講習会を開催し啓発指導を行うとともに、労働者数300人以上の事業場に産業保健活動についてのアンケートを実施しました。

そのアンケート結果は、次のとおりです。

■ 九州・沖縄の各労働局別回答状況

労働局	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	計
対象事業場数	395	63	76	123	79	60	72	86	954
回収事業場数	193	52	76	99	77	57	69	69	692
回収率	48.9%	82.5%	100.0%	80.5%	97.5%	95.0%	95.8%	80.2%	72.5%

■ アンケート結果の概要

○ 健康診断実施後の有所見者に対する事後措置の実施状況

当局管内においては、定期健康診断の結果、何らかの所見のあった労働者に対する医師からの意見聴取は83.8%（ブロック局平均値は87.3%。以下、括弧内はブロック局平均値）の事業場が実施し、この医師の意見に基づき、69.7%（73.3%）の事業場が労働時間の短縮や作業の転換などの事後

措置を行っている。

医師又は保健師による保健指導は、85.9%（87.0%）の事業場が実施している。

これらの保健指導のうち、食生活等の指導や健康管理に関する情報の提供等は82.8%（81.6%）の事業場が取り組んでいる。

健康教育には69.7%（67.8%）、健康相談には75.8%（80.2%）の事業場が取り組んでいる。

なお、健康教育等の対象として、有所見者だけでなく、毎年、検査値が悪化するなど今後有所見者となることが懸念される者も対象としている事業場は60.6%（58.8%）となっている。

以上のとおり、九州・沖縄ブロック局の取組と比較すると、当局管内事業場においては、健康診断実施後の有所見者に対する医師からの意見聴取、その結果に基づく事後措置、医師又は保健師による保健指導、健康相談の実施等への取組の遅れが認められる。

○ 取組事項の実施状況の確認

毎月、産業医が職場巡回を行う日などにおいて、労働者が取り組むべき事項の実施状況の確認や健康相談等を行っている事業場は65.7%（66.6%）となっている。

○ 健康づくり（有所見改善）計画の策定

有所見率改善に向け、事業者や労働者が計画的かつ効果的に取り組むため、健康づくり計画の作成を行っている事業場は50.5%（53.0%）に止まっており、ブロック局の取組状況を下回っている。

○ 個々の労働者に対する指導状況

医師又は保健師による保健指導の後、労働者が有所見改善に向けて取り組んでいることを把握している事業場は65.7%（56.4%）である。

また、その取組状況を把握した後、労働者に対して必要な指導を行っている事業場は57.6%（52.7%）である。

さらに、個々の労働者を対象に保健指導の内容や定期健康診断の結果を基に、取組事項の実施状況等の評価まで行っている事業場は37.4%（38.6%）に止まっている。

以上のとおり、当局管内においては、保健指導の後、労働者が有所見改善に向けて取り組んでいることを把握している事業場の割合は、九州・沖縄ブロック局の中でも高い水準にあり、かつ、取組状況を把握した後、労働者に対して必要な指導をより積極的に実施していることが分かる。

■ 今後の取組

今回アンケート調査を行った当局管内の労働者数300人以上の事業場においては、健康診断実施後の有所見者に対する医師からの意見聴取、労働時間の短縮等の事後措置、医師又は保健師による保健指導、健康相談の実施等がやや低調であるものの、個々の労働者に対する指導に関しては、医師又は保健師による保健指導を実施した後の労働者の取組状況の把握、労働者への必要な指導を積極的に

実施している状況が明らかになった。

このような状況から、事業者は次の事項を適切に実施することが求められている。

- ① 定期健康診断において脳・心臓疾患関係の主な検査項目（血中脂質検査、血圧測定、血糖検査、尿中の糖検査、心電図検査）に何らかの所見が認められた労働者について、事業者は医師からの意見聴取を行うこと。また、必要に応じ、労働時間の短縮、作業の転換等就業上の措置を実施する。
- ② 健診結果に基づく医師又は保健師による再検査・精密検査等の勧奨や食生活等の指導、健康管理に関する情報提供などの保健指導を実施する。
- ③ 健康教育、健康相談等を実施する。特に、毎年検査値が悪化するなど有所見となることが懸念される労働者に対しては重点的に行い、労働者が栄養改善、運動等に取り組むよう、その実施に努める。
- ④ これらの内容を踏まえた健康づくりのため取り組むべき計画を策定し、計画的な取組を行う。
- ⑤ 毎月、産業医が職場巡回を行う日などにおいて、労働者が取り組むべき事項の実施状況の確認や健康教育、健康相談を行う。
- ⑥ 保健指導等の内容、労働者自身の取組状況、健康診断の結果等を基に、実施状況の評価を行う。

以上の措置を適切に実施することにより、定期健康診断における有所見率の改善を図ることとする。

参考

《熊本労働局の有所見率改善のための取組》

平成22年度～24年度までの3年間を計画期間とする「定期健康診断有所見率改善計画」を策定し、個別事業場に対する改善のための計画的取組の要請、説明会等における周知啓発、自主点検の実施、業界団体・健康診断実施機関等に対する要請等に取り組み、有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、管内労働者の有所見率を全国平均以下に改善するとともに、有所見率を40%台に低下させることを目標としています。